

7 競争政策

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
独占禁止法等の執行の強化 (公正取引委員会)	a 厳正な独占禁止法の執行を図る観点から、現在の独占禁止法の措置体系及び公正取引委員会に付与されるべき権限の在り方についての一体的な検討を開始する。	検討開始	検討			(公正取引委員会) 独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を一層強化する観点から、同法違反行為に対して採られる措置体系の見直しに係る検討を行うに当たって、検討すべき項目・論点等について、整理を行うなど検討に着手。 (その後、その検討結果等を踏まえ、有識者からなる研究会を開催する等により、措置体系の見直しに係る検討を行っていく予定。)	
(公正取引委員会、総務省)	b 公正取引委員会の体制強化を図るとともに、公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性及び中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	体制強化について措置体制移行について検討				(公正取引委員会) 公正取引委員会の体制については、平成14年度においては、定員40人の増員を行い、審査部門を中心とした体制の充実強化を図ることとした。 (公正取引委員会、総務省) 公正取引委員会の位置付けについては、規制当局からの独立性・中立性等の観点から検討を行った。引き続き検討中。	
一般集中規制(持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限、金融会社の株式保有規制)の見直し (公正取引委員会)	a 大規模会社の株式保有について、資本の額又は純資産額という形式的な基準による規制を廃止する。 持株会社の公正取引委員会への届出、報告基準を引き上げる。 金融会社による他の国内の会社の株式保有について規制している独占禁止法第11条について、証券会社、無尽会社、信託会社をその規制対象から外すとともに、適用除外株式を拡大し、また、保険業法等との整合性を確保するなど、その在り方の見直しを検討し、規制対象範囲の縮減を図る。 (第154回国会に關係法案提出)	法案提出	法案成立後公布、施行			(公正取引委員会) 一般集中規制等に係る独占禁止法の見直しについて検討するために、「独占禁止法研究会」を開催し、同研究会は、平成13年10月、その検討結果を取りまとめた。 公正取引委員会は、同報告書等を踏まえ、大規模会社の株式保有総額制限の廃止、金融会社の株式保有制限の規制対象範囲の縮減等、一般集中規制に係る規定等を改正することを内容とする「独占禁止法改正法案」を策定し、同法案は、平成14年3月5日、第154回国会に提出された。	
本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実 (経済産業省) <流通イの再掲>	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。	検討	措置(4月施行予定)			(経済産業省) 中小小売商業振興法に基づく特定連鎖化事業の契約前の情報開示に関し実態把握を行うとともに、同法施行規則で規定されている事前開示項目を充実・強化するため、改正を行う。(平成14年2月パブリックコメント募集、14年4月30日施行)	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
フランチャイズ・ガイドラインの見直し (公正取引委員会) <流通イの再掲>	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえて、見直す。	検討	措置(4月策定・公表予定)		(公正取引委員会) 公正取引委員会は、フランチャイズ・ガイドラインの明確化を図るため、「コンビニエンスストアにおける本部と加盟店との取引に関する調査報告書」(平成13年10月31日公表)等によって把握したフランチャイズにおける取引の実態等を踏まえて改訂したガイドライン原案を本年2月20日に公表し、関係各方面から広く意見を求めた。今後、寄せられた意見を踏まえて改訂フランチャイズ・ガイドラインを策定・公表(平成14年4月24日)するとともに、説明会を開催するなど周知徹底を図る。	
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省及び関係省庁)	国及び一定の政府関係法人の工事について、後記のような不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。	逐次実施			(国土交通省) 平成13年11月からより一層の競争性向上のため、公募型指名競争入札の一部において、施工実績等に加え他の適切な条件を付して公募を行い、条件を満足する者は全て入札に参加させる入札方式を試行的に導入したところ。 (総務省) 平成14年1月21日付けで、「規制改革の推進に関する第1次答申」の趣旨を踏まえ、地方公共団体に対して適切に対処する旨周知、要請したところ。	
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省及び関係省庁)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	継続的に実施			(国土交通省) 国土交通省では、重大な工事事故を起こしたり、関係者が贈賄・談合等の反社会的な事件により逮捕される等、請負業者として適切でないと認められる有資格業者に対して指名停止措置を行い、一定期間入札に参加させないこととしている。 一般競争入札について、国土交通省では平成6年の導入時から入札公告の中で競争参加資格として「指名停止期間でないこと」を明記している。また、「入札・契約手続のより一層の透明性・競争性の確保について」(平成5年5月31日付け建設省厚発第177号)別紙「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名基準の運用基準」において指名停止期間中で	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					<p>ある場合は指名しないことと規定している。</p> <p>なお、指名停止基準については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において「指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停止基準を策定」することとされ、策定した指名停止基準は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び施行令において公表を義務づけられているところである。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>農林水産省直轄工事においては、一般競争入札について、「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」(平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知)により、競争参加資格の一つとして「指名停止を受けている期間中でないこと」を公告している。</p> <p>また、指名競争入札について、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達)により、指名停止基準を定め、指名基準とともに公表している。</p>	
<p>履行保証制度の見直し (国土交通省)</p>	<p>一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について早期に検討を開始する。</p>	検討開始	取りまとめ		<p>(国土交通省)</p> <p>外部有識者や保証実務担当者からなる研究会を設置し、米国の入札バンドの制度運用に関する情報収集・整理を行うとともに、入札参加時点での保証制度を導入する際の課題を検討しているところ。</p>	
<p>監督・検査の外部委託の積極的推進 (総務省、財務省、国土交通省及び関係省庁)</p>	<p>前記、と並行して、発注した工事の監督や検査について、会計法及び地方自治法施行令の規定の下での監督・検査の外部委託を積極的に活用する。</p> <p>また、その実施状況も踏まえ、必要があれば更なる監督・検査の外部委託の活用についても検討する。</p> <p>また、行政改革及び雇用創出の観点も踏まえ、監督・検査の外部委</p>	継続的に推進(活用、検討)			<p>(総務省)</p> <p>平成14年1月21日付けで、「規制改革の推進に関する第1次答申」の趣旨を踏まえ、地方公共団体に対して適切に対処する旨周知、要請したところ。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>平成14年1月に国土交通省各地方整備局等に対し、所管</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	託の積極的な活用を検討する。				<p>補助事業における監督・検査業務に係る外部委託費が「測量及び試験費」等で支弁できる旨改めて通知すること等を実施した。このことにより、公共工事の監督・検査業務の外部委託を含め適切な実施に資するよう措置したところ。</p> <p>また、直轄工事においては、工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督業務のうち政策的・行政的判断を必要としない補助的な業務については、可能な限り民間能力の積極的な活用を図ってきたところ。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>一部の補助事業については、公共事業の品質確保の観点から監督業務等の外部委託制度の活用が促進されるよう指導したところ。</p>	